

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第一日（七月三日）



△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

△会場 川越地区消防局 三階講堂

△出席委員

委員長	柿田 有一	議員	副委員長	菊地 敏昭
委員	飯野 徹也	議員	委員	小峯 松治
委員	吉野 郁恵	議員	委員	桐野 忠
委員	明ヶ戸 亮太	議員	委員	中原 秀文
委員	小ノ澤 哲也	議員	委員	片野 広隆

△欠席委員

委員 関口 勇 議員

△組合議会議長

議長 小林 薫 議員

△組合議会副議長

副議長 高橋 剛 議員

△説明のための出席者

消防局長	岸田 隆
次長	比留間 富雄
総務課長	西村 政徳
庁舎建設担当主査	中村 俊規

△委員会に出席した職員

書記長	小森谷 昌弘
書記	佐藤 喜幸
”	武笠 浩
”	岩渕 巧

○開 会 午後零時五十七分

○議題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は定足数に達して

りますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(休憩)

(再開)

(傍聴希望者一人の傍聴を許可した)

(休憩)

(傍聴人一人出席)

(再開)

柿田有一委員長 審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

五月二十九日の会議では、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会において決定されました建設候補地と建設スケジュールについて、資料をもとに説明を受け、今後どのように調査を進めるかを協議し、散会いたしました。

以上が、前回の会議の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。お手元に配布しております特

別委員会次第をごらんください。

本日は、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設用地の取得方法及び取得費用負担についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。続いて、今後の進め方について御協議願ひ、特別委員会を閉じさせていただきます。

以上が、本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関する事について審査に入ります。

初めに、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設用地の取得方法及び取得費用負担についてを議題といたします。

説明、お願いいたします。

それでは、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設用地の取得方法及び取得費用負担について御説明申し上げます。

資料一をごらんください。

一、用地取得の現状でございます。

現在、消防組合が所管する消防署等の用地の取得経緯については、本表のとおりでございます。土地所有者につきましては、川越市並びに川島町、または民間で、取得原因等につきましては、買取または賃貸借となっております。

なお、川越市及び川島町が取得した用地は、消防組合に無償貸与している状況でございます。

次に、二、用地取得に関する川越市と川島町との協議でございます。

昭和四十八年の消防組合設立に先立ち、川越市と川島町で協議した結果でございますが、川越市に消防本庁舎、川島町に消防分署を建設し、用地についてはそれぞれ市・町が取得することとされております。

なお、消防組合規約には、土地の取得における市・町の費用負担に関

する規定はございません。

次に、三、新消防庁舎用地に係る基本的な考え方でございます。新消防庁舎に整備される施設のうち、消防の各業務を統括する本部として、消防局は川越市と川島町の双方に共通する業務を担っております。

一方、分署を含む消防署は、川越市と川島町のそれぞれの所管区域において消防業務を基本的に担っております。

このような役割を踏まえると、各業務を統括する本部としての消防局及び訓練施設や訓練場などの用地に関しては川越市と川島町に共通する用地として、川越北消防署部分の用地に関しては主として川越市が確保すべき用地として整理することができます。

次に、次ページをごらんください。四、新消防庁舎用地に係る取得手法のパターンについてでございます。

新消防庁舎用地を川越市または消防組合が取得しようとする場合における財産区分、費用負担等の項目を整理いたしますと、本表のとおりでございます。

取得のパターンは、大きく分けると、川越市が取得・所有する場合と消防組合が取得・所有する場合の二つに分けることができます。

さらに、「消防組合が取得・所有する場合」につきましては、「取得費用の全額を川越市が負担する場合」と「規約に定める負担割合に応じ、川越市及び川島町が負担する」ことに分けることができます。

さらに、「規約に定める負担割合に応じ、川越市及び川島町が負担する」につきましては、「川越北消防署は川越市負担」と「敷地全体を負担割合に応じて負担」に分けることができ、合計で四つのパターンに整理することができます。

次に、五、用地取得方法についてでございます。

用地取得方法については、川越市が取得した場合には起債の適用がな

く、地権者の譲渡所得に対する五千万円特別控除の適用がないこと、また、三で示した基本的な考え方を踏まえたと、上記表の③による取得方法によることが適当であると考えられます。

用地取得方法を整理いたしますと、一つ目として、川越地区消防組合が用地を取得するものとします。二つ目として、用地の取得費用については、川越北消防署の用に供する部分については川越市が一〇〇%負担し、それ以外の部分については、組合規約に定める組合経費の負担割合に応じて、川越市及び川島町がそれぞれ負担するものとします。以上のように整理することができます。

以上が、資料一、「新消防庁舎用地の取得について」でございます。

なお、新消防庁舎の整備に向けて推進体制の整備が必要であることから、平成三十年七月一日付で消防局総務課に庁舎建設担当を設置し、五名の職員を配置いたしました。担当職員の内訳につきましては、総務課管理担当職員二名の兼務と川越市からの併任職員三名でございます。続きまして、参考資料「川越地区消防組合負担金に係る基本的な考え方」でございます。

川越市と川島町において、負担金の見直しについて双方で協議を進めていくとでございます。その資料を参考として添付させていただきました。

以上、雑駁でございますが、資料の説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

何か質疑ございますか。

(「なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設用地の取得方法及び取得費用負担についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 休憩中に御協議いただきましたとおり、次回の委員会では新消防庁舎の建設候補地の決定に向けての進捗状況の報告を受けることでのしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのようにいたします。

次回の日程については、私のほうで調整させていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、今後の進め方についてを終了いたします。

○散 会 午後一時九分